

見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係るQ & A

1. 見積内訳書への記載

令和8年7月23日更新

No.	質問	回答												
Q1-1	対象となる工事は。	予定価格400万円を超える県発注工事が対象となります。入札に参加するすべての事業者に提出を求めます。												
Q1-2	見積内訳書に必ず記載する項目は。	5項目です。 (労務費、材料費、法定福利費、安全衛生費、建設業退職金共済掛金)												
Q1-2-1	材料費、労務費には、それぞれ何を計上すべきか。	「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月、国土交通省不動産・建設経済局）」のP12～P14、「「労務費に関する基準の運用方針（令和7年12月、国土交通省）」等を参考に計上してください。 表3 工事費内訳書へ記載する内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>材料費</th><th>労務費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須項目</td><td>・ 主要な材料費</td><td>・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種</td></tr> <tr> <td>任意項目</td><td>・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金</td><td>・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務</td></tr> <tr> <td>不要項目</td><td></td><td>・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務</td></tr> </tbody> </table> 出典：ガイドラインP12		材料費	労務費	必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種	任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務	不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務
	材料費	労務費												
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種												
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務												
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務												
Q1-3	見積内訳書の記載例はあるか。項目を記載する場所、位置の指定はあるか。	見積内訳書の記載項目については、任意様式としていますので、記載位置等の指定はありませんが、確認しやすい箇所に明示してください。なお、県ホームページに記載例を掲載しています。 福島県＞入札監理課＞工事等入札関係様式（見積内訳書記載例） https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html												
Q1-4	市場単価又は標準単価等で個別項目の費用を分けて算出できない場合はどうすればよいか。	「算出不能」又は「計上不可」と記載することが可能です。一部のみ算出可能な場合は、その旨を明記してください。												

見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係るQ & A

1. 見積内訳書への記載

令和8年7月23日更新

No.	質問	回答									
Q1-4-1	市場単価又は標準単価等で個別項目の費用を分けて算出できない場合の記載方法はどうか。	以下のとおり、その旨を明示願います。 <table><tr><th></th><th>記載内容</th><th>記載例</th></tr><tr><td>すべてを 計上できない場合</td><td>「算出不能」、 「計上不可」など記載</td><td>うち、材料費 算出不能 } ※0円とは うち、労務費 計上不可 } 記載しないこと。</td></tr><tr><td>一部のみ 計上できない場合</td><td>「一部のみ計上」、 「計上可能分のみ」など併記</td><td>うち、材料費 ○○○○円（一部のみ計上） うち、労務費 ○○○○円 ※計上可能分のみ</td></tr></table>		記載内容	記載例	すべてを 計上できない場合	「算出不能」、 「計上不可」など記載	うち、材料費 算出不能 } ※0円とは うち、労務費 計上不可 } 記載しないこと。	一部のみ 計上できない場合	「一部のみ計上」、 「計上可能分のみ」など併記	うち、材料費 ○○○○円（一部のみ計上） うち、労務費 ○○○○円 ※計上可能分のみ
	記載内容	記載例									
すべてを 計上できない場合	「算出不能」、 「計上不可」など記載	うち、材料費 算出不能 } ※0円とは うち、労務費 計上不可 } 記載しないこと。									
一部のみ 計上できない場合	「一部のみ計上」、 「計上可能分のみ」など併記	うち、材料費 ○○○○円（一部のみ計上） うち、労務費 ○○○○円 ※計上可能分のみ									
Q1-5	市場単価又は標準単価を用いる場合、記載項目は「労務費・材料費・法定福利費」となるか。その他の項目「安全衛生費・建設業退職金共済契約に係る掛金」は、工事価格から算出可能なため記載する必要があるか。	市場単価又は標準単価等を用いる場合については、当該単価に内包され内訳として分割算出が困難な費用（例：労務費・材料費・法定福利費）は、Q1-4及びQ1-4-1を参照してください。一方で、工事価格等から算出可能な項目については、可能な範囲で記載してください。									
Q1-6	記載すべき項目や金額が未記入の場合はどうなるか。	原則として当該入札は、無効となります。									
Q1-7	一部項目の記載漏れがあった場合も無効になるか。	記載漏れが「未記入」や「項目無し」と判断される場合は無効となりますが、「算出不能」等の適切な記載があれば入札は有効となります。									
Q1-8	記載項目（5項目）のうち「建設業退職金共済契約に係る掛金」について、建退共ではなく中退共に加入している場合は、どのように記載すべきか。	建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載し、理由を明記してください。 （出典：ガイドラインP13）									
Q1-9	入札時点で下請業者が未確定で建退共、中退共どちらに加入しているか不明な場合、見積内訳書にはどのように記載すればよい。	入札時点で下請業者が未確定の場合は、想定される施工条件等に基づき合理的に見込んだ額を計上してください。また、契約前で下請業者の加入制度（建退共又は中退共等）が不明な場合でも、一般的な施工条件を踏まえた見込みにより記載して差し支えありません。									
Q1-10	随意契約（400万円以下）において、見積内訳書の提出は必要か。	不要です。									
Q1-11	適用開始時期は。	令和8年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。									
Q1-12	見積内訳書の内容は、落札後の契約書に付する請負代金内訳書の内容と一致させる必要があるか。	見積内訳書は、入札時点における計画に基づいて作成されるものであり、契約締結までの間に計画を見直すことも想定されます。したがって、両者の内容は完全に一致していなくても問題ありません。									

見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係る Q & A

1. 見積内訳書への記載

令和8年7月23日更新

No.	質問	回答
Q1-13	掘削のみ、取壊し撤去のみなど、材料費が0円の工事の場合、見積内訳書にはどのように記載すればよいか。	金額の欄に「-」と記載し、理由を明記してください。

見積内訳書への記載と労務費ダンピング調査に係る Q & A

2. 労務費ダンピング調査

令和8年7月23日更新

No.	質問	回答
Q2-1	調査はどの段階で行われるか。	落札候補者決定後に実施します。
Q2-2	一定水準を下回った場合はどうなるか。	まず、理由の確認を行い、合理性を確認します。
Q2-3	不合理と判断された場合の対応は。	落札候補者に注意喚起・警告を行った上で契約し、国土交通省の建設Gメンへ通報します。
Q2-4	随意契約（400万円以下）の場合にも労務費ダンピング調査は行われるか。	行いません。 なお、適正な水準の労務費の確保と支払いの実効性の確保を図るため、適切な費用の積上げを行ってください。
Q2-5	共通仮設費を積み上げ計上した場合（例えば交通誘導員や仮囲い等）に、労務費や材料費の記載はどうするのか？	共通仮設費に含まれる労務費等の内訳を記載することが望ましいですが、その額が軽微であるとの理由であれば記載は不要です。 また、記載する場合、労務費ダンピング調査は、直接工事費に着目していることから、直接工事費と共通仮設費における材料費、労務費等を分けて記載してください。
Q2-6	適用開始時期は。	令和8年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。
Q2-7	建設Gメンへの通報となった場合、ペナルティはあるか。	現時点ではありません。